

遊漁規則

益田川上流漁業協同組合内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第30号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、いわな、うぐい、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、置き釣りをいう。）に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。ただし、船（ゴムボート類を含む。）を使用しないこと。

漁具・漁法	規模
友釣り	リールの使用は禁止

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご いわな	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで

こい、ふな、うなぎ、 あじめどじょう、か じか、おいかわ	1月1日から12月31日まで
------------------------------------	----------------

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示（及び中日新聞に掲載）してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期間	ウ 魚種
牛牧谷 高山市久々野町渚の牛牧谷の右岸国有林境界から上流全 域	1月1日から 12月31日 まで	全魚種
三俣谷 高山市久々野町渚の牛牧谷合流点から上流全域		
大坊本谷 高山市久々野町有道の境橋上流端から上流全域		
無数河川 下呂市萩原町山之口1801番地（青木平地内の防災 ダム湖に注ぐ支流との合流点）から上流全域		
八尺川 高山市久々野町久々野の飛驒川との合流点から上流全 域		
白谷川 高山市朝日町胡桃島秋神川合流点から上流全域		
夕暮谷 高山市朝日町西洞の丸美リッチランド区域内全域		
枡洞川 高山市高根町の日和田川との合流点から上流全域		
水屋谷 高山市高根町の高根第1ダムとの合流点から上流全域		
本 谷 高山市高根町野麦の県道39号本谷橋上流端から上流 全域		
牛牧谷 高山市久々野町渚の飛驒川合流点から上流全域	1月1日から 12月31日 まで	あじめどじ ょう・かじか
飛驒川 高山市久々野町小坊の大坊橋上流端から上流引下エン テイ下までの区域		

飛騨川 高山市久々野町小坊の小坊橋上流端から上流 反保大橋下流端までの区域	1月1日から 12月31日 まで	あじめどじ ょう・かじか
無数河川 高山市久々野町無数河の無数河橋上流端から上流 一之宮町段の県道宝橋までの区域		
青屋川 高山市朝日町青屋の飛騨川合流点から上流から上流全域及びその支派川全域		
秋神川 高山市朝日町一之宿の秋神大橋上流端から上流全域及びその支派川全域		
九蔵川 高山市朝日町青屋の二俣川合流点から上流全域		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご・いわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うぐい	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル
ふな	6センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ		2,200円	13,000円	2,000円
あまご・いわな・うぐい・こい・ふな・うなぎ・おいかわ・あじめどじょう及びかじか(以下「雑魚」という。)	手釣 竿釣	1,100円	7,000円	1,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下及び女性を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚 種	区 分	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	中学生以下	無 料	無 料	
	心身障害者（身体障害手帳または療育手帳の所有者）、75歳以上の者及び女性	1,100円	6,500円	2,000円
雑 魚	中学生以下	無 料	無 料	
	心身障害者（身体障害手帳または療育手帳の所有者）、75歳以上の者及び女性	550円	3,500円	1,000円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をした時は、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付しなければならない。

2 オンラインシステムで交付する遊漁証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第2号とする

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合は、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁証券を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁証を、携帯できない場合は、遊漁証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則の一部変更は、平成28年5月18日から施行する。

附則

この規則の一部変更は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この規則の一部変更は、令和3年4月1日より施行する。

ただし、雑年釣りは令和4年1月1日からとする。

別記様式第1号（第8条関係）

遊漁承認証（あゆ年釣券）

表

年 年釣NO		
鮎年釣承認証		
遊 漁 者	住所	写 真
	氏名	
承認期間 年 月 日から 同年12月31日まで		
遊漁区域 高山線第16益田川橋梁の下流端 の線より上流の各河川		
遊漁料 円		
取扱者 印		
発行者 益田川上流漁業協同組合 印		

裏

注意事項 船の使用は禁止する。	
1 この承認証で出来る漁法は手釣り、竿釣に限りします。	
2 本組合の遊漁規則及び岐阜県漁業調整規則に違反すると、同規則第4章各号に定めるところにより処罰されることもあります。	
3 この承認証は再交付しないので大切にしてください。	
4 禁漁区又は産卵場で遊漁したり、川底をかく乱しないようにして下さい。	
5 採草地、農地等を踏み荒らさないでください。	
6 この承認証を一番よく見える場所へ表示して下さい。	
7 遊漁中に事故が発生しても組合は一切その責任を負いません。	
漁具・漁法	規模
友釣り	リールの使用禁止

別記様式第1号（第8条関係）

遊漁承認証（あゆ日釣券）

表

鮎遊漁承認証	
年 月 日	
円（1日限り）	
氏名	年齢
遊漁区域 高山線第16益田川橋梁の下流端 の線より上流の各河川	
取扱者 印	
発行者 益田川上流漁業協同組合 印	

裏

注意事項 船の使用は禁止する。	
1 この承認証で出来る漁法は手釣り、竿釣に限りします。	
2 本組合の遊漁規則及び岐阜県漁業調整規則に違反すると、同規則第4章各号に定めるところにより処罰されることもあります。	
3 この承認証は再交付しないので大切にしてください。	
4 禁漁区又は産卵場で遊漁したり、川底をかく乱しないようにして下さい。	
5 採草地、農地等を踏み荒らさないでください。	
6 この承認証を一番よく見える場所へ表示して下さい。	
7 遊漁中に事故が発生しても組合は一切その責任を負いません。	
漁具・漁法	規模
友釣り	リールの使用禁止

別記様式第1号（第8条関係）

遊漁承認証（雑魚年釣券）

表

年		年釣NO	
雑魚遊漁承認証			
遊 漁 者	住所		顔 写 真
	氏名	年齢	
承認期間	年	月	日から
	年	月	日まで
遊漁料	円		
遊漁区域	高山線第16益田川橋梁の下流端 の線より上流の各河川		
取扱者			印
発行者	益田川上流漁業協同組合		印

裏

年	月	日
注意事項 船の使用は禁止する		
1 この承認証で出来る漁法は手釣・竿釣に限ります。		
2 本組合の遊漁規則及び岐阜県漁業調整規則に違反すると、同規則第4章各号に定めるところにより処罰されることもあります。		
3 この承認証は再発行しないから大切にしてください。		
4 禁漁区又は産卵場で遊漁したり、川底をかく乱しないようにして下さい。		
5 採草地、農地等を踏み荒らさないでください。		
6 この承認証を一番よく見える場所へ表示して下さい。		
7 遊漁中に事故が発生しても組合は一切その責任を負いません。		

別記様式第1号（第8条関係）

遊漁承認証（雑魚日釣券）

表

年	日釣NO
雑魚遊漁承認証	
月	日
円（1日限り）	
氏名	
年齢	
遊漁区域	高山線第16益田川橋梁の下流端の 線より上流の各河川
取扱者	印
発行者	益田川上流漁業協同組合 印

裏

年	月	日
注意事項 船の使用は禁止する。		
1 この承認証で出来る漁法は手釣・竿釣に限ります。		
2 本組合の遊漁規則及び岐阜県漁業調整規則に違反すると、同規則第4章各号に定めるところにより処罰されることもあります。		
3 この承認証は再発行しないから大切にしてください。		
4 禁漁区又は産卵場で遊漁したり、川底をかく乱しないようにして下さい。		
5 採草地、農地等を踏み荒らさないでください。		
6 この承認証を一番よく見える場所へ表示して下さい。		
7 遊漁中に事故が発生しても組合は一切その責任を負いません。		

記様式第2号（第8条関係）

年券 遊漁承認証

【鮎又は雑】 年券	
R〇〇 R〇〇 〇／〇〇～〇／〇〇 写真 住所 氏名 遊漁料金 〇〇〇〇〇円 取扱者 益田川上流漁業協同組合 〇〇〇	セキュリティコード
漁場区域 全区域（禁漁区を除く） 注意事項)	

日券遊漁承認書

【鮎又は雑】 日券	
R〇〇 〇／〇〇 写真 住所 氏名 遊漁料金 〇〇〇〇〇円 取扱者 益田川上流漁業協同組合 〇〇〇	セキュリティコード
漁場区域 全区域（禁漁区を除く） 注意事項)	

別記様式第3号（第10条関係）

漁場監視員証

漁場監視員証

下記の者は当組合の監視員であることを証明する。

住所
氏名

顔
写
真

有効期間 年 月 日から
 年 月 日まで

発行者

益田川上流漁業協同組合 印

注意事項

- 1 漁場監視を行うときは、必ず本証を携帯すること。
- 2 本証は他人に貸与してはならない。
- 3 公正な態度で漁場監視を行うこと。
- 4 遊漁者との対応は丁寧にし、遊魚の妨げにならないよう気を付けること。